

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（銀行の子会社の範囲等）            第十七条の三（略）</p> <p>2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八の五（略）</p> <p>十八の六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条  <u>第一項に規定する電子債権記録業</u></p> <p>十九 三十九（略）</p> <p>3 8（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）            第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務            二・三（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）            第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p>	<p>（銀行の子会社の範囲等）            第十七条の三（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 十八の五（略）            （新設）</p> <p>十九 三十九（略）</p> <p>3 8（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）            第十七条の四の二（同上）</p> <p>一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務            二・三（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）            第三十四条の十八（同上）</p>

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務  
二・三 (略)

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務  
二・三 (略)

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八の五（略）</p> <p>十八の六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条</p> <p>第一項に規定する電子債権記録業</p> <p>十九 三十九（略）</p> <p>3 8（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）</p> <p>第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第四条の五第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務</p> <p>二・三（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの）</p> <p>第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 十八の五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九 三十九（略）</p> <p>3 8（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）</p> <p>第四条の六の二（同上）</p> <p>一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務</p> <p>二・三（略）</p> <p>（子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの）</p> <p>第五条の八（同上）</p>

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務  
二・三 (略)

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務  
二・三 (略)

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案

現 行

<p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2～4（略） 5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一～十八の五（略） 十八の六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業 十九～三十九（略） 6～11（略） 12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 一 第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務 二・三（略）</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略） 2～4（略） 5（同上） 一～十八の五（略） （新設） 十九～三十九（略） 6～11（略） 12（同上） 一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務 二・三（略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）            第四条（略）            2～4（略）            5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。            一～十八の五（略）            十八の六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条            第一項に規定する電子債権記録業            十九～三十九（略）            6～11（略）            12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。            一 第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務            二・三（略）</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）            第四条（略）            2～4（略）            5（同上）            一～十八の五（略）            （新設）            十九～三十九（略）            6～11（略）            12（同上）            一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務            二・三（略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二（略）</p> <p>2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十三の三（略）</p> <p>三十三の四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子債権記録業</p> <p>三十四～四十七（略）</p> <p>3～9（略）</p> <p>10 法第百六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第二項第一号から第三十四号の二までに掲げる業務</p> <p>二 第二項第四十六号に掲げる業務（第四項第二号、第五項第一号及び第六項第二号に掲げる業務を除く。）</p> <p>三 第二項第四十七号に掲げる業務（第四項第三号、第五項第三号及び第六項第三号に掲げる業務を除く。）</p>	<p>（保険会社の子会社の範囲等） 第五十六条の二（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 三十三の三（略） （新設）</p> <p>三十四～四十七（略）</p> <p>3～9（略）</p> <p>10（同上）</p> <p>一 第二項第一号から第三十三号の三までに掲げる業務</p> <p>二 第二項第四十六号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）</p> <p>三 第二項第四十七号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）</p>
---	---

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（業務の委託） 第九十条 法第二百条第三項第四号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。 一～十七（略）</p>	<p>（業務の委託） 第九十条 法第二百条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。 一～十七（略）</p>



金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（監督調査室等及び監督企画官等）            第八条（略）            2～9（略）            10 金融会社等は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。            一～三（略）            四 電子記録債権の電子記録に関すること。            11～16（略）</p>	<p>（監督調査室等及び監督企画官等）            第八条（略）            2～9（略）            10（同上）            一～三（略）            （新設）            11～16（略）</p>